

## 市民課マイナンバーカード特設ブース空調設備賃貸借 仕様書

本仕様書は、市民課マイナンバーカード特設ブースへ空調設備を設置し、貸付し、その後の保守を行うとともに、賃貸借期間終了後は、空調設備を撤去するために必要な事項を定めたものである。

### 1 件名

市民課マイナンバーカード特設ブース空調設備賃貸借

### 2 業務目的

関係法令を遵守し、本仕様書に基づいて、市民課マイナンバーカード特設ブースに空調設備を設置することにより、来庁者及び職員に対して適正な環境を提供することを目的とする。

### 3 設置場所

米子市役所本庁舎（米子市加茂町一丁目1番地）1階  
市民課マイナンバーカード特設ブース

### 4 設置期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

### 5 賃貸借期間

令和2年7月1日から令和5年3月31日まで

なお、令和3年度以降において、本件業務に係る予算が減額、又は削除があった場合は、当該契約を変更し、又は解除できるものとする。

### 6 撤去期間

賃貸借期間満了後速やかに

なお、期限の詳細については、発注者と受注者との間で協議の上、定めるものとする。

### 7 賃貸借物件

パッケージエアコン壁掛型（3馬力）2台を設置する。

また、同エアコンを正常に稼働し得るために必要となる附属・関連設備一式及び設置に関する諸経費を含めるものとする。

## 8 支払方法

前払金なし

月額払（毎月末払い）

※令和2年7月から令和5年3月まで（33か月）

## 9 共通事項

- (1) 導入される機材の配置や仕様、施工の時期、期間、方法等を十分に検討し、来庁者及び職員の安全確保に留意すること。
- (2) 現場の状況に応じて、適切な機器の選定、設置を行うこと。なお、使用するエネルギーは電気とすること。
- (3) 既存建築物への影響（騒音振動、異臭等の発生等）を低減するよう配慮すること。
- (4) 業務の一部を第三者に請け負わせる場合は、市内又は県内の業者との契約に努めること。（優先順位は、市内、県内の順とする。）ただし、技術的な事情により施工することができる業者がない場合又は工程的に間に合わない等の特段の理由がある場合は、この限りでない。
- (5) 各種法令を遵守すること。

## 10 設置に関する事項

- (1) 既存建築物等及び既存設備等の形状変更は最小限とする。
- (2) 機器の設置及び配管・配線工事等の作業を行う際は、危険防止対策を適切に行うこと。
- (3) 各種申請・届出等（これに伴う立会い等を含む。）を要する場合は、受注者において速やかに行うこと。これに係る費用は本業務に含めること。
- (4) 工事の安全確保については、「建築工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、事故の防止に努めること。
- (5) 室内機は壁掛型3馬力とすること。また、室外機は転倒防止対策等の必要な措置を講じること。
- (6) 屋内外を問わず、来庁者及び職員の手の届く位置にある配管等については、耐久性及び耐衝撃性に留意すること。また、支持金物についても同様に留意すること。

## 11 保守に関する事項

- (1) 機器設置後は、職員への取扱説明を実施すること。
- (2) 賃貸借期間内に、空調設備及び附属設備等の正常な機能を保持するため、保守、修理及び点検を行うこと。また、緊急に保守又は修理を要する場合

は、速やかに技術者を派遣し、修理、調整等を行い、正常な状態で使用することができるようにすること。

## 12 撤去に関する事項

- (1) 工事の安全確保については、「建築工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、事故の防止に努めること。
- (2) 撤去等の際は、事前に発注者と十分調整を行った上で行うこと。
- (3) 賃貸借期間終了後、速やかに撤去・搬出し、現状復旧に努めること。

## 13 検査・引渡し

- (1) 受注者は、設置工事を完了し、発注者による検査に合格をした後、賃貸借物件の引渡しを行うこと。
- (2) 検査時及び引渡し後において、賃貸借物件が仕様書等に適合しないと認められた場合、又は不良箇所が発見された場合は、発注者の指示により補修等を行うこと。なお、これに係る経費は受注者の負担による。

## 14 疑義

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者との間で協議の上、定めるものとする。

## 15 その他

本仕様書に記載されていない事項であっても、本賃貸借の性質上必要と推測されるものは、受注者の責任において、誠実に対処しなければならない。